

IASB の動向 (2018年2月～2018年4月)

ASBJ 専門研究員 かじた ゆきひろ
梶田 幸裕

I. 基準等の公表

1. IASB が年金会計の狭い範囲の修正を公表 (2018年2月7日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、「制度改訂、縮小又は清算」(IAS 第 19 号「従業員給付」)の修正)を公表した。これは、確定給付制度の変更が生じた場合に企業が年金費用をどのように決定するのかを定めるものである。当該修正は、2019年1月1日以後に適用され、早期適用が認められる。

IAS 第 19 号「従業員給付」は、企業が確定給付制度をどのように会計処理するのかを定めている。制度の変更(すなわち、改訂、縮小又は清算)が生じた場合、IAS 第 19 号は、確定給付負債又は資産の純額を再測定することを企業に要求している。

この修正は、制度変更後の報告期間の残りの部分について、当期勤務費用及び利息純額を算定する際に、この再測定による更新後の仮定を使用することを企業に要求している。今まで、IAS 第 19 号は、制度変更後の期間に係るこれらの費用の算定方法を定めていなかった。更新後の仮定の使用を要求することにより、この修正は財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することが期待される。

2. IASB が「概念フレームワーク」の改訂版を公表 (2018年3月29日)

IASB は、IFRS 基準の基礎となる「概念フレームワーク」の改訂版を公表した。IASB は改訂「概念フレームワーク」の使用を直ちに開始するが、企業は 2020 年から使用することになる。また、早期適用が認められる。

「概念フレームワーク」は、IASB が IFRS 基準を開発するにあたっての指針となる財務報告の基本的な諸概念を示すものである。基準が概念的に首尾一貫し、同様の取引が同じ方法で扱われることを確保して、投資者等に有用な情報を提供するのに役立つ。また、特定の取引に当てはまる IFRS 基準がない場合に企業が会計方針を策定する助けともなり、より広範囲の利害関係者が基準をより良く理解するのに役立つ。

改訂後の「概念フレームワーク」には、次の内容が含まれている。

- 測定に関する新しい章
- 財務業績の報告に関するガイダンス
- 定義及びガイダンスの改善 (特に負債の定義)
- 重要な領域における明確化 (財務報告における受託責任、慎重性及び測定の不確実性の役割など)

詳細については、本誌 121 頁の「IASB『財務報告に関する概念フレームワーク』(2018年

3月改訂)の解説」を参照いただきたい。

II. 公開草案等の公表

IASB が IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を提案 (2018 年 3 月 27 日)

IASB は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の狭い範囲の修正案を公開協議のために公表した。コメント期限は 2018 年 7 月 27 日である。

企業は、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の結果として会計方針の変更を決定する場合がある。アジェンダ決定は、IFRS 解釈指針委員会が適用上の質問を検討した後に IFRS 基準の要求事項の修正又は追加の必要はないと結論を下した理由を説明するものである。アジェンダ決定には強制力はなく、したがって、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は任意の変更として扱われる。

アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更は、実務上不可能である場合を除き遡及適用することが必要となるが、状況によっては変更を行うことが困難な場合がある。このような背景から、IASB は、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を適用する際に、どこまで遡るべきかを決定するにあたり、企業が、それが実務上可能かどうかだけでなく、当該変更を遡及適用することによる利用者への便益と企業にとってのコストも考慮することを提案している。本修正案の目的は、IFRS 基準の適用における首尾一貫性の増大を促進し、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する場合の負担を軽減し、それにより財務報告の全体的な質を改善することである。

詳細については、本誌 114 頁の「IASB 公開草案『会計方針の変更』(IAS 第 8 号の修正案)

の解説」を参照いただきたい。

III. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団が Lee White 氏をエグゼクティブ・ディレクターに任命 (2018 年 2 月 7 日)

IASB の監督機関である IFRS 財団の評議員会は、組織の日常の運営を任されるエグゼクティブ・ディレクターに Lee White 氏を任命したことを発表した。同氏の任命は、2017 年にエグゼクティブ・ディレクターとして 5 年以上従事した後にイスラエルに帰国した Yael Almog 氏の退任に伴うものである。

White 氏は、オーストラリアの民間セクター及び公官庁において 30 年超の経験を有しており、直近では 2014 年のオーストラリア勅許会計士協会 (ICAA) とニュージーランド勅許会計士協会の合併において中心的な役割を果たし、合併したオーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会 (CAANZ) の最高執行役員を務めていた。2004 年から 2009 年の間には、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) で主任会計士を務め、オーストラリア企業の IFRS への移行の監督及びサポートを行った。加えて、オーストラリア財務報告評議会のメンバーであり、また証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) のオーストラリアのメンバーであった。

同氏は、2018 年 4 月に任期を開始している。

2. IFRS 財団の評議員会が 2 名の IFRS 解釈指針委員会のメンバーを再任 (2018 年 3 月 5 日)

IFRS 財団の評議委員会は、Jongsoo Han 氏と Robert Uhl 氏の IFRS 解釈指針委員会への再任を発表した。

Jongsoo Han 氏は、韓国会計学会 (Korea

Academic Society of Accounting) の会長であり、韓国の KB 金融グループの監査委員会 (KB Financial Institution's Audit Committee) の委員長である。また、ソウルの梨花女子大学の教授でもある。

Robert Uhl 氏は、Deloitte&Touche LLP のパートナーであり、Accounting Standards and Communications のナショナル・ディレクターを務める。また、デロイトのグローバル IFRS リーダーシップチームの米国のリーダーであり、米国財務会計基準審議会 (FASB) の発生問題専門委員会 (EITF) のメンバーである。

IFRS 解釈指針委員会は、IASB の解釈を行う機関であり、様々な国や専門的な経歴を持つ 14 人のメンバーから構成されている。

両氏の第 2 期の 3 年間の任期は、2018 年 7 月 1 日に開始する。

3. 東京の IFRS 財団のリエゾン・オフィスの オフィス・ディレクターに高橋真人氏が選任 (2018 年 3 月 20 日)

高橋真人氏は、竹村光広氏に代わり、5 月より東京の IFRS 財団の地域リエゾン・オフィスのディレクターとなる。

竹村氏は 2012 年に IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスが設立されて以来ディレクターを務め、4 月に財団の任期が終了した際に出向元であるデロイトに帰任した。

東京オフィスは、アジア・オセアニア地域における財務報告に関心を持つ利害関係者のための地域的な窓口を提供し、かつ研究拠点となっており、IASB の活動を支援している。

高橋氏は、オフィスの日常の運営に従事することとなり、アジア・オセアニア地域にわたる利害関係者の間で、IFRS 財団と IASB の活動を支援する。また、同氏は、日本の財務会計基準機構 (FASF) から IFRS 財団に出向する。

高橋氏は、以前は、住友商事(株)の子会社であり東京都を中心に 100 以上のスーパーマーケットを展開するサミット(株)の取締役兼 CFO を務めていた。1982 年から 2016 年まで、住友商事(株)のロンドン、名古屋、ニューヨーク、東京における様々な職を歴任した。また、慶應義塾大学法学部の学位を取得している。

4. Sue Lloyd 氏が IASB の 2 期目の副議長に 再任 (2018 年 4 月 26 日)

IFRS 財団の評議委員会は、Sue Lloyd 氏を 2 期目の IASB の副議長に任命した。

Sue Lloyd 氏は 2014 年に理事に就任し、2016 年 10 月に副議長に任命された。また、IFRS 解釈委員会の議決権のない議長も務めている。同氏の 2 期目は、2019 年 1 月 1 日に開始する 5 年間である。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2018 年 2 月 20 日、22 日)
- 通常会議 (2018 年 3 月 21 日、22 日)
- 通常会議 (2018 年 4 月 24 日、25 日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2018 年 3 月 13 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 136 頁の「2018 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会会議における議論の状況」を参照いただきたい)。

V. その他の IASB 関連会議

- 2018 年 2 月 6 日 IFRS 第 17 号の移行リソース・グループ (TRG) 会議 (ロンドン)
- 2018 年 2 月 27 日、28 日 IFRS 諮問会議

(IFRS-AC) (ロンドン) (詳細については、本誌 140 頁の「IFRS-AC 会議 (2018 年 2 月) 出席報告」を参照いただきたい。)

- 2018 年 3 月 2 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 147 頁の「CMAC 会議 (2018 年 3 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2018 年 3 月 6 日 IASB の代表者と世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 155 頁の「GPF 会議 (2018 年 3 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2018 年 4 月 16 日、17 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 93 頁の「2018 年 4 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)